

令和 7 年度第 1 回宇部警察署協議会会議録

開催日時		令和 7 年 6 月 2 0 日(金) 午後 3 時から午後 5 時までの間
開催場所		宇部市常藤町 3 番 1 号 生活安全ふれあい館 視聴覚室
出席者	委員	安光委員、白木委員、片岡委員、河村委員、三次委員、村岡委員、 武田委員、村上委員、桑田委員、塚原委員、葉丸委員、柳井委員 計 1 2 人
	警察署	署長、副署長、生活安全官、地域官、刑事官、 交通官兼交通総務課長、主幹、警務課長、警察安全相談課長、 留置管理課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、 刑事第一課長、刑事第二課長、交通捜査課長、警備課長 計 1 7 人
議題		1 業務推進状況 2 匿名・流動型犯罪グループによる犯罪から県民を守るための対策
1 会長挨拶 この度から宇部警察署協議会の会長職を賜ることとなり、不慣れな点もあると思うが、各委員のご意見を伺いながら、円滑な協議会運営を心掛けていく所存である。安心安全な宇部市の実現に少しでも貢献できるよう邁進していきたい。 2 署長挨拶 省略 3 業務推進状況(令和 7 年 4 月末) (1) 効果的な犯罪抑止対策の推進 (2) 少年の非行防止対策の推進 (3) 重要犯罪等の検挙対策の推進 (4) 交通死亡事故抑止総合対策の推進 4 諮問事項説明(生活安全官) 匿名・流動型犯罪グループによる犯罪から県民を守るための対策 5 諮問事項協議 (委員) 諮問事項説明を聞き、国際電話不取扱サービスがあることを初めて知った。特に高齢者世帯に普及してほしいサービスであり、また、特殊詐欺の被害に遭いやすい障害者やその保護者にも周知してほしいので、そのような方を対象に説明会等を実施すれば効果が高いのではないかと。		

(委員)

私は地域職員として地区の高齢者と話をする機会が多く、不審電話に関する相談を受けることが頻繁にある。そのような場合、スマートフォンで相手の電話番号を検索する方法等を教示しており、それである程度どのような内容の電話なのかが分かる。また、社会福祉協議会では、定期的に高齢者を集めて会合を開くので、その際には交番の広報紙を元に防犯指導も行っている。

(委員)

高齢者に対する広報については、会合や大きなイベントでなくとも、各地で小さなブースを設けて相談会や国際電話拒否の手続きを勧める等すれば効果があると思う。私が勤務している温泉施設では多くの高齢者が利用するため、そのような申出があれば協力させていただきたい。

(委員)

私は金融機関に勤めているが、毎日のように「口座番号を教えてしまった」等の相談が寄せられる。我々も顧客の財産を預かる立場として必要な手続きを速やかに行っているが、そのほかにも口座の売買に関することなどの相談が後を絶たない。このような犯罪を根絶するのは非常に困難なことだと思うが、我々もこれまで以上に警察との連携を強化し、何かお役に立ちたいと思っている。

(委員)

警察音楽隊が宇部3大祭りで広報するとインパクトのある広報ができるのではないと思う。また、私が勤務する商工会議所で調査したところ、情報入手のツールとして最も利用されているのは「市報」との調査結果がある。高齢の方が対象の調査だと思われるが、一定の層には高い効果があると認められるので、広報媒体として市報の活用も検討してはどうか。

(生活安全官)

いただいた御提言については本部等と協議し検討させていただく。警察は地域の会合等には積極的に参加して防犯指導等を行うこととしているので、会合を開く際には是非宇部警察署に声を掛けていただきたい。また、国際電話不取扱サービスは宇部警察署でも申し込むことができるため、相談に来られた方や、運転免許更新で来署された方等にも勧奨している。

(委員)

テレビ報道等で連日うそ電話詐欺の被害を目にするが、今の若者はテレビ離れが加速しており、若年層への啓発方法を考え直す必要があると思う。

(委員)

若年層向けの広報はInstagramやティックトック等のSNSが非常に効果的だと考える。これらは発信するエリアや対象年齢を指定して広告を発出することができるので効率が良い。広告は有料であり、警察がSNSを利用すること自体も様々な制限があると思われるが、有効な手段の一つであると思う。

(委員)

私が経営する店舗ではアルバイトで高校生や大学生を雇っているが、この年代の若者の特徴は総じて電話対応が苦手で、連絡は基本的にSNSのDM等で行っており、DMを疑うことを知らない。特殊詐欺のシミュレーションアプリで試してみると、案の定、若い従業員ほど「ホワイト案件」等の単語を信じて簡単に騙されていた。小中学生に比べ、お金や時間的自由のある高校生や大学生の危機管理意識の低さを知り、子供を含めた若年層に対する教育の重要性を再認識した。

(生活安全官)

先週、県下でうそ電話詐欺警戒警報が発令され、20代の方も被害に遭っていることから、県警でも若年層への対策が喫緊の課題だと認識している。若年層向けの広報活動として、宇部警察署では市内全高校での講義を実施したところであり、また、無職、有職少年への周知活動として、自動車学校での広報等を行っているところである。

(委員)

先日、子供の授業参観でメディア利用に関する講話に参加した。小学4年のクラスであるが、約半数の児童がメッセージアプリのラインを使用していることがありと聞き驚いた。個人的な意見としては、学校教育の一環としてメディアの利用方法や、学校内に相談できる窓口等が設置されれば良いと思っている。

(委員)

教育機関と連携し、小学生等の早い段階から広報や教育を行っていくことが重要だと考える。また、新天町に不登校の中高生が集う場所等があり、そのような場所をピックアップして広報を行うことも効果的であると考えます。

(委員)

現在、常盤中学校主導のもと、地域の小学5年生から中学3年生までの子供たちが「ときわ学」という問題解決活動に取り組んでいる。様々な題材を子供たちが調べて発表する活動であり、この活動で匿名犯罪を題材に取り組むのも良いのではないかと思った。孫のような子供たちの声なら高齢者も耳を傾けやすいし、無職、有職少年に対する広報という観点からも、小学生であればほとんどの児童が真面目に取り組んでいるので、地域が一体となって防犯意識を育む良い機会になると思う。

(生活安全官)

教育機関と連携した広報等について検討させていただく。

(委員)

私が勤務する会社では、県内外の営業所で介護用品のレンタル業務を行っている。昨年北九州営業所が、うそ電話詐欺の被害に遭ったことのある利用者について調査したところ、予想以上に多くの利用者が被害に遭っていることが判明した。何か防ぐ手立てはないかと調べたところ、福岡県警が「ニセ電話気づかせ隊」という官民連携の取組を行っていることを知り、北九州営業所もすぐに登録させていただいた。「ニセ電話気づかせ隊」は福岡県で約12,000団体が登録しており、活動内容としては、登録事業者が最寄りの警察署に被害防止用の広報媒体を取りに行き、それを利用者宅の電話機周辺や玄関等に掲示したり、被害に遭っていないか直接聞き取りを行うなどの活動を行っている。活動を続けて1年が経ち、今のところ利用者の詐欺被害は1件も発生しておらず、何より、利用者自身の警戒心が格段に向上したと感じている。金融機関やコンビニ、郵便局が被害防止の最後の砦として対策を取っているように、高齢者方に直接赴く機会が多い介護事業者は、最上流で被害を防ぐ非常に重要な役割を担っていると自負している。山口県でも官民連携の取組等があれば積極的に参加させていただきたい。

(生活安全課長)

現状、山口県警が登録制で民間企業に委託している取組はなく、非常に興味深い提言に感謝する。本部と協議のうえ検討させていただく。

(委員)

私が勤める会社は約 900 名の従業員がおり、三交替勤務員の中には若い従業員が多いほか、障害者雇用として知的障害を有する社員も勤務している。匿流型犯罪に関しては、企業側も従業員が被害に遭わない、犯罪に加担しないという両面の教育が必要だと認識しているが、当社のような企業では一か所に従業員を集めることが難しいため、警察官による出前講義よりも、部署単位の社内研修等で周知を図る方法が現実的である。そのような企業向けの教養資料等があれば提供いただきたい。資料は、若年層が興味を持ちやすいアニメや動画形式のものがより良いと考える。

(生活安全課長)

県警ユーチューブでは実際の詐欺電話の音声やロマンス詐欺の手口等について紹介しているので、是非参考にさせていただきたい。そのほか、企業向けの資料についても検討させていただく。

(委員)

業務推進状況や諮問事項の説明を聞き、PDCAサイクルにおけるD(実行)までは良く説明されていたが、C(検証)についての説明が不足しているのではないかと感じた。新たな取組も必要だが、限られた人員でより成果を出すには、効果の高い取組をより強化して推進するという目線も重要だと考える。

(副署長)

貴重な御意見に感謝する。PDCAサイクルの中で検証は非常に重要な要素である一方、特殊詐欺を取り巻く環境は日を迫うごとに手口が巧妙化、複雑化しており、情勢が目まぐるしく変化しているため、検証結果を統一的に整理できていないのが現状である。確かに施策ごとに効果の大小はあるため、非常に流れの早い犯罪情勢の中でも一つ一つ丁寧に検証を行い、今後の抑止対策に生かしていきたい。

(委員)

運転免許証とマイナンバーカードが一体化できる制度が始まっているが、身分証を提示する場面で簡単に個人番号が他人に知られてしまうことに不安を覚えている。

(交通官)

警察が把握している情報としては、店舗等で身分証明として利用する場合は、マイナポータルアプリを業者に呈示する方法が多く、その際に個人番号を見せることはない。マイナンバーカード自体も透明の袋で個人番号は伏せる措置が取られていることから、基本的に他人が個人番号を見ることはできない。当然、一般常識として個人番号を他人に見せるものではないということは周知を図る必要がある。

(委員)

インターネットの普及により便利な世の中になった反面、人を信用できない寂しい世の中になったと痛感している。私は自宅の固定電話は常時留守番電話設定にしており、基本的に知らない番号の電話には出ない。また、在宅中も確実に施錠し、インターフォンが鳴っても簡単に玄関を開けないように家族で共有している。

6 配布資料

- (1) 業務説明資料
- (2) 諮問事項資料

7 その他

- (1) 監察関係事案説明
警察職員の懲戒処分事案について説明した。
- (2) 次回日程
次回会議は令和 7 年 11 月頃の開催予定とした。